



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第503号 令和4年9月30日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表	題	担当課名
581		令和4年県民健康栄養調査の目的等を告示する件	健康づくり課
582		指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
583		指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
584		特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	同
585	同		同
586	同		同
587		大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
588	同		同
589		都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

【公告】

番 号	表	題	担当課名
		徳島県人事行政の運営等の状況	人事課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
81		政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
8 2		政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
8 3		政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	

【監査委員公表】

番号	表	題	担当課名
1 1		包括外部監査結果報告に対する措置状況	

【公安委員会規則】

番号	表	題	担当課名
1 2		徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	

徳島県告示第五百八十一号

令和四年県民健康栄養調査について、徳島県統計調査条例（平成二十一年徳島県条例第十七号）第四条第二項の規定により、その目的等を次のとおり告示する。

令和四年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 調査の名称及び目的

1 名称
令和四年県民健康栄養調査

2 目的
この調査は、徳島県健康増進計画等の評価及び今後の生活習慣病対策等の効果的な推進を図るために、徳島県における健康増進施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

令和四年国民健康・栄養調査により設定された調査地区及び令和四年国民生活基礎調査により設定された調査単位区を参考に、無作為に抽出した十七単位区の世帯及び該当世帯の一歳以上の世帯員

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

(一) 栄養摂取状況調査

世帯状況、食事状況、食物摂取状況等

(二) 身体状況・生活習慣調査

身長、体重、食生活、身体活動、運動等

(三) 歯科保健実態調査

歯及び口の状況、歯及び口の健康に対する意識等

2 基準となる期日又は期間

令和四年十月一日から十一月三十日までの間で調査の対象となる単位区を管轄する徳島県保健所が指定した日（以下「指定日」という。）

四 報告を求める者

この調査の対象となる県民（栄養摂取状況調査にあつては、調査の対象となる世帯の代表者及び食事づくり担当者）とする。

五 報告を求めるために用いる方法

1 この調査は、調査員である管理栄養士等が世帯を訪問して、世帯の代表者及び食事づくり担当者に面接の上、調査票の記入方法を指導し作成することにより行つ。

2 身体状況・生活習慣調査票及び歯科保健実態調査票は、被調査者本人が記入する。なお、当該調査票への記入に代えて、オンラインによる報告も可能とする。

六 報告を求める期間

指定日から令和四年十一月七日まで

七 その他必要な事項

この調査の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

徳島県告示第五百八十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和四年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社 t s t y i e 1	徳島市西二軒屋町二丁目三九番四 地四	ヘルパーステーション らんまん	徳島市西二軒屋町二丁目三九番四 地二	訪問介護	令和四年八月一日
社会福祉法人山城会 会社	三好市山城町西宇一三七番 地四	山城会デイサービスセンター	三好市山城町西宇一三五番 地二		
調剤薬局マツダ有限 会社	徳島市佐古三番町五番一三号 地三	調剤薬局マツダ沖浜店	同		
社会医療法人 あい ざと会	板野郡上板町佐藤塚字東一八 八番地三	同一 蔵本元町二丁目四〇 訪問看護 ステーション	指導 居宅療養管理		

徳島県告示第五百八十三号
 介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定了。

令和四年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
調剤薬局マツダ有限会社	徳島市佐古三番町五番一三号	調剤薬局マツダ沖浜店	徳島市沖浜二丁目二五二	介護予防居宅療養管理指導	令和四年八月一日
社会医療法人 あいざと会	板野郡上板町佐藤塚字東二八番地三	あいざと藏本訪問看護ステーション	同 藏本元町二丁目四〇		
		看護	介護予防訪問		

徳島県告示第五百八十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十一号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十一号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
抗原定性検査に必要な検査キット 八百箱
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県保健福祉部長寿いきがい課在宅サービス指導担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年七月二十日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社幸燿
香川県高松市田村町九四八番地
- 五 契約金額
二千三百万三千一百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百六十七条の二第一項第五号

徳島県告示第五百八十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十一号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十一号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
抗原定性検査に必要な検査キット 九百箱
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県保健福祉部長寿いきがい課在宅サービス指導担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年七月二十日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
四国アルフレッサ株式会社
香川県高松市国分寺町福家甲一一五五番地一〇
- 五 契約金額
一千三百三十六万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百六十七条の一第一項第五号

徳島県告示第五百八十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十一号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十一号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
抗原定性検査に必要な検査キット 千五百箱
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県保健福祉部長寿いきがい課在宅サービス指導担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年七月二十日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ワールドリンク
- 五 契約金額
大阪市中央区東高麗橋二 一二
九百九十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百六十七条の一第一項第五号

徳島県告示第五百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
つたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告
するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持
のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年九月三十日から令和五年一月
三十日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンモール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	岩村 康次	

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール徳島
所在地 徳島市南末広町四番一号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ
ては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	井出 武美
株式会社メガスピーツ	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八一四 日	石塚 幸男
株式会社梅月	岡山県倉敷市阿知一丁目七番二一六〇二一号（ 本橋コアビル三階 西ビル六階）	高橋 耕太郎
株式会社ストライプインター ーナショナル	岡山市北区幸町二番地八	立花 隆央
株式会社アダストリア	徳島市東新町一丁目二一一	原田 慎二朗
エイチ・アンド・エム ヘ ネス・アンド・マウリツツ ・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目九一二 グラン トウキヨウサウスタワー一〇階	福田 三千男
ザボディシヨツプジャパン	同 中央区日本橋堀留町一丁目九一一 NEWS日本橋堀留町ビル四階	倉田 浩美
株式会社T E A P A R T Y	同 阿南市羽ノ浦町春日野一一六〇三	イフアート
株式会社ハレルヤ	板野郡松茂町広島字北川向四ノ越三〇	高瀬 謙一
徳島トヨタ自動車株式会社	徳島市昭和町四丁目二五番地	市岡 通裕

As - m e エステール株式	株式会社MASAYA	岡山市北区表町二丁目六番五六号	徳島市大谷町新堤四〇番地の一一	上村 匡弘															
アスミエステール株式	有限会社茶茶家	同 眉山町大滝山五十三	福島県郡山市八山田五一四〇五	澤田 慎也															
株式会社四国メデイカルサ	ポート	徳島市中吉野町二丁目九一七	徳島市世田谷区代田二丁目三一八	尾田 信夫															
株式会社青木商店	株式会社キヤメル珈琲	愛知県名古屋市中区栄二丁目四番一八号 岡	谷鋼機ビルディング一階	堀 雄二郎															
有限会社和田の屋	株式会社オールハーツカン	徳島市東沖洲二丁目二六番地一六	愛媛県松山市南江戸二丁目七一一五 丹下ハ	鈴木 基生															
株式会社四国メデイカルサ	株式会社ハイ・アンド・コ	イツ二三〇二号	徳島市名東町二丁目七二〇一一三	川添 賀裕															
ポート	カンショップ	東京都港区六本木三丁目二一一	東京都港区六本木三丁目二一一	土居 雅和															
アスミエステール株式	ゴディバジャパン株式会社	徳島市東新町一丁目八一三	徳島市東新町一丁目八一三	小川 憲哉															
アスミエステール株式	有限会社オガワ	板野郡松茂町中喜来字前原東五番越九番地二	千葉市美浜区中瀬一丁目四番地	石部 高史															
アスミエステール株式	株式会社ジユエリーピコ	千葉市東沖洲二丁目四一一	徳島市東沖洲二丁目四一一	小川 憲哉															
アスミエステール株式	イオンバイク株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一七一六	広島県東広島市西条吉行東一丁目四一一四	石部 高史															
アスミエステール株式	株式会社花由	神奈川県横浜市瓦町三丁目六一五 銀泉備後町	神奈川県横浜市瓦町三丁目六一五 銀泉備後町	高史															
アスミエステール株式	株式会社大創産業	大阪市中央区瓦町三丁目六一五 銀泉備後町	大阪市中央区瓦町三丁目六一五 銀泉備後町	高史															
アスミエステール株式	株式会社ココカラファイン	ビル二階	ビル二階	高史															
アスミエステール株式	ヘルスケア	徳島市東新町一丁目一八	徳島市東新町一丁目一八	高史															
アスミエステール株式	株式会社Yogibo J	同 問屋町六六	同 問屋町六六	高史															
アスミエステール株式	a pan	徳島市東新町一丁目一八	徳島市東新町一丁目一八	高史															
アスミエステール株式	株式会社ジンズ	橋グラン・ブルーム三〇階	橋グラン・ブルーム三〇階	高史															
アスミエステール株式	株式会社ニシヤマー	香川県高松市塩屋町一番地七	香川県高松市塩屋町一番地七	高史															
アスミエステール株式	株式会社ジーフット	兵庫県洲本市本町六丁目一一二	兵庫県洲本市本町六丁目一一二	高史															
アスミエステール株式	マツオインターナショナル	大阪市中央区南本町四丁目一一〇 松尾産	大阪市中央区南本町四丁目一一〇 松尾産	高史															
アスミエステール株式	株式会社池田時計店	業ビル	業ビル	高史															
アスミエステール株式	株式会社中西呉服店	同 八番地	同 八番地	高史															
アスミエステール株式	株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目四八一一四 第三	東京都葛飾区新小岩一丁目二三番五号 新川イースト五階	高史															
アスミエステール株式	株式会社池田時計店	東京都港区虎ノ門四丁目三一一三 神谷町セ	東京都港区虎ノ門四丁目三一一三 神谷町セ	高橋 義秀	吉村 俊哉	中西 仁志	木山 剛史	中西 仁志	木山 剛史	松尾 憲久	西山 繁義	田中 仁	鈴江 竜治	若林 宏典	高橋 義秀	吉村 俊哉	中西 仁志	木山 剛史	

株式会社ハレルヤ	Y	株式会社T E A P A R T	株式会社	ザボディシヨツプジャパン	株式会社	ザボディシヨツプジャパン	株式会社	ザボディシヨツプジャパン	株式会社	ザボディシヨツプジャパン	株式会社	ザボディシヨツプジャパン	株式会社	ノベーション	ス							
板野郡松茂町広島字北川向四ノ越三〇	阿南市羽ノ浦町春日野一一六〇三	同 中央区日本橋堀留町一丁目九一一	同 宇田川町三三一六 渋谷フラツ	グ六階	東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号	東京都東新町一丁目二一一	徳島市東新町一丁目二一一	株式会社アダストリア	株式会社ハラダ	株式会社アダストリア	株式会社ストライプインターナショナル	株式会社梅月	株式会社メガスポート	イオンリテール株式会社	パセリエンタープライズ株式会社	株式会社ナルミヤ・インターナショナル	パセリエンタープライズ株式会社	株式会社中央コンタクト	千葉県市川市南八幡四丁目一七一八 コスモ	愛知県名古屋市名東区上社一丁目九〇一番地	東京都中央区晴海一丁目八番一〇号 晴海アーバン	東京都中央区晴海一丁目八番一〇号 晴海アーバン
市岡 沙織	前川 達哉	倉田 浩美	イフアート	ルーカス・セ	原田 慎二郎	福田 三千男	立花 隆央	高橋 耕太郎	石塚 幸男	井出 武美	竹永 美紀	下條 三千夫	大峯 伊索	石井 稔晃	松本 規義	藤本 亮吉	辻 晴芳	白川 篤典	堀岡 洋行	佐座 邦晴	西川 信一	

株式会社ライフスタイルイノベーション	東京都中央区晴海一丁目八番一〇号 晴海アーバンピア	西川 信一
株式会社冒険王	広島市安佐北区可部四丁目一番一〇号 X棟二五階	
株式会社ヴィレッジヴァンガードコードコーポレーション	愛知県名古屋市名東区上社一丁目九〇一番地	
イオングループ株式会社	千葉県市川市南八幡四丁目一七一八 コスモス本八幡一階	堀岡 洋行
株式会社中央コンタクト	東京都港区港南一丁目八一四〇 A—PLA	白川 篤典
パセリエンタープライズ株式会社	C E品川七階	米津 一郎
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	滋賀県長浜市勝町八〇三	藤本 亮吉
株式会社ネクサスエンタープライズ	東京都港区芝公園二丁目四一一	
愛眼株式会社	大阪市中央区日本橋二丁目七番一三号 福永ビル二階A号室	松本 規義
株式会社ポーラ	東京都品川区五反田二丁目二番三号	石井 稔晃
		藤本 亮吉
		白川 篤典
		米津 一郎
		堀岡 洋行
		西川 信一

二 縦覧に供する届出のとおり

令和四年七月十一日

三 届出の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 2 縦覧の期間 令和四年九月三十日から令和五年一月三十日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
 - 郵便番号七七〇一八五七〇
 - 徳島市万代町一丁目一番地
 - 徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
 - 電話番号〇八八一六二一一三六七
- 2 意見書に記載すべき事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - 意見の内容
 - 意見を述べる理由
- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
つたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告
するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持
のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年九月三十日から令和五年一月
三十日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
新日本橋通商株式会社	東京都中央区新川二丁目二七一	柳澤 隆行

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン上板

所在地 板野郡上板町椎本字中ノ内三

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者
の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
新日本橋通商株式会社	東京都中央区新川二丁目二七一	林 哲久

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
新日本橋通商株式会社	東京都中央区新川二丁目二七一	柳澤 隆行

4 変更年月日

令和四年六月二十二日

二 届出年月日

令和四年八月十日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び上板町産業課

2 縦覧の期間 令和四年九月三十日から令和五年一月三十日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
意見の内容

意見を述べる理由

その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部
企業支援課及び上板町産業課において公告の日から一月間縦覧に供する。

3 (三)(二)(一)

徳島県告示第五百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第四号）第二十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和四年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者 住 所 氏 名
小松島市立江町字前田九七番一の一部	小松島市立江町字前田九 八番地 前田 拓志
同 前原町字東三七番一	小松島市八万町法花谷一九 六番地 六番地の四 坂本 幸裕
同 三七番四	同 丈六町西高木六四 番地の一 板野郡北島町中村字東堤 ノ内三〇番地三
名西郡石井町高川原字高川原七六八番一、 七六八番二及び七六九番一から七六九番三 まで	同 江尻字妙蛇 池三二番地一 板野郡松茂町中喜来字前原西式番越七番、 八番一及び九番の各一部並びに七番及び九 番の各地先町有地
同 北島町太郎八須字五反地一番一、二 番一及び三番一並びに一番一及び三番一の 各地先町有地	同 江尻字妙蛇 池三二番地一 板野郡北島町中村字東堤 ノ内三〇番地三
同 中村字福神七番四、八番四、 九番一、一〇番一、一五番、一六番一及び 一七番三並びに一一番一、一二番四及び一 四番一の各一部並びに九番一、一〇番一、 一五番、一六番一及び一七番三の各地先町 有地	同 江尻字妙蛇 池三二番地一 板野郡北島町江尻字妙蛇 丁目一六番七号
同 字田処一番五、二番一、 三番一及び四番並びに字御供田三番及び三 番地先町有地	株式会社ハローブ 株式会社渡辺不動産 池三二番地一

[REDACTED]

公 告

県民の皆様に徳島県の人事行政の運営等の状況を知つていただくため、その内容について次のとおりお知らせします。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類は県庁ふれあいセンターに備え置いて縦覧に供します。)

令和四年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の一第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和四年九月三十日

徳島県選挙管理委員会委員長 中田五郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岸本あつし後援会	岸本淳志	岸本茜	徳島市国府町字南東原三五	
元々発信するのみの会	荒岡修	伊庭義明	美馬市美馬町字南東原三五	
加美一成後援会	三宅武夫	山本博	美馬市穴吹町穴吹字李一番地	
	九月五年	九月四年	九月一年	令和四年

徳島県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月三十日

徳島県選挙管理委員会委員長 中田丑五郎

一 政党の支部

		政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項		異動の内容	
		政治団体の名称							
	平田まさひろ後援会	中島義憲	代表者の氏名	吉田知代	森本節弘	新		新	
会計責任者の	会計責任者の氏名	中島義憲	異動事項	氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	会計責任者の氏名	新	異動の内容
	中島義憲	新	異動の内容	六川鉄平	六川鉄平	阿波市吉野町西条字原田一 一六	森本節弘	新	異動の内容
	宮本敬	旧	異動の内容	中林真里	中林真里	阿波市吉野町柿原字小笠前 四四五	野口明男	旧	異動の内容
令和四年	令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	異動年月日	九月一日	九月一日	八月二十六日	令和四年八月二十六日	八月二十六日	異動年月日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

武田きよし後援会	阿波市医師連盟
三宅孝夫	笠井謙二
代表者の氏名	氏名
三宅孝夫	加藤修司
大久保孝雄	乾浩三
九月十一日	令和四年
	六月一日

徳島県選挙管理委員会告示第八十三号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和四年九月三十日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
林 勝 義 後 援 会	林 武 久	令和三年十月二十日

徳島県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、徳島県知事等から包括外部監査結果報告に對して講じた措置についての通知があつたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年9月30日

徳島県監査委員	岡 鹿	崎 山	悦 公	夫 弘
同	大	寺	健	司
同	西	沢	貴	朗
同	原	原	一	哉

令和3年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置 監査テーマ：防災・減災に係る事務事業の執行について

I 徳島県の災害リスクと東日本大震災における教訓

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
25-26	徳島県の災害リスク	<p>南海トラフ地震についての災害対応を検討するに際しては、現時点での最大被害の想定を行ったレベル2の被害想定をベースとすることはそのとおりであるとしても、実際に発生した災害がもたらした被害を前提に、より柔軟な災害対応ができるような検討を進めていくことが望ましいと考える。（意見1）</p>	<p>津波避難タワー等の「避難施設の整備」や「津波避難の啓発」等では、平成24年10月に公表した「津波浸水想定」（レベル2）に基づく対応を前提としている。一方で堤防等の海岸保全施設の整備では、平成25年3月に公表した「設計津波」（レベル1）に基づくなど、必要に応じた対応をしている。</p> <p>実際の災害においては被害状況は様々なものとなることから、命を守ることを最優先に、活用できる資源を最大限に活用しつつ、どのような災害に対しても柔軟に対応していく。</p> <p>（とくしまゼロ作戦課）</p>	措置済み
25-26		<p>被害想定は、災害対応を検討する上での基礎資料となるものであるから、一度きりで終わらせることがなく、新たな科学的知見や社会の変化等を踏まえ、適切なタイミングで見直しを実施していくことが望ましい。（意</p>	<p>浸水想定を含む被害想定の抜本的見直しは、現在の被害想定が大きく変わる要因となる新たな知見の提示や国の推計手法の変更、さらには一連区域における津波防御施設の整備等が完了した時点で実施する予定である。</p>	措置予定

II 県防災拠点施設

報告書 ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
65-66	徳島県庁万代庁舎、徳島県立防災センター、徳島県立南部防災館、徳島県立西部防災館、徳島中央警察署	<p>県防災拠点施設において避難者（発災時に当該施設を利用していた者を含む）を緊急受入れする際には、感染症対策を円滑に進めることができるように、平時から検討を進めることができることを望ましい。（意見3）</p>	<p>令和4年4月に、指定管理者において、避難者を緊急的に受入れする場合の対応について、感染症対策を含む危機対応マニュアルを整備した。 (南部防災館・西部防災館)</p> <p>県立防災センターは、非常時には災害対策本部の補完、防災関係者の活動拠点、支援物資の集配などを行う災害対策拠点施設としての機能を有していることから、避難場所として指定は受けていないが、大規模災害発生時等において、来館者が帰宅困難になった場合や近隣住民の方々の緊急的な避難に備え、「徳島県立防災センター・徳島県消防学校 防災・危機管理対応マニュアル（平成31年4月）」において、一時避難者を受入れる場合の受入れから退去までの要領を定めている。</p> <p>さらに、とくしまゼロ作戦課が作成している「過去に例を見ない『複合災害』の備え～新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント～」に基づき、令和4年7月、新たに「一時避難者の受入れマニュアル」を策定し、「健康な人」と「体調不良のある方」の動線分離や、体調管理をはじめとする一時避難者受入れ中に実施すべき事項など、感染症対策に配慮した避難者の受入れ手順を定めた。 (防災人材育成センター)</p> <p>避難者のうち発熱がある等の体調不良者については、他の避難者とエリアを分けることとし、その誘導について自衛消防訓練に盛り込むため、令和4年3月に「徳島県万代庁舎消防計画」及び「庁舎等安全確保・応急復旧マニュアル」を改正した。 (管財課)</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

			措置済み
65-66	<p>公共施設においては、一度受入れた避難者を機械的に退去させることは事実上困難となることも少なくないため、避難者を円滑に指定避難所等に移動させるために所在地の市町村と平時から具体的な検討を進めることが望ましい。(意見4)</p>	<p>令和4年7月、徳島中央警察署大震災初期対応マニュアルを改訂し、一時的な避難者等の感染予防対策として、基本的な感染対策の徹底や有症状者の分離措置等を新たに盛り込んだ。</p> <p>(徳島中央警察署)</p>	措置済み
		<p>令和4年4月に、指定管理者に対し、市町の行う防災事業に積極的に参画、協力するよう指導するとともに、近隣の指定避難所までの避難経路や市町との連絡体制について改めて確認させた。</p> <p>(南部防災館・西部防災館)</p>	措置済み
		<p>「一時避難者の受入れマニュアル（令和4年7月）」の策定に際し、一時避難者がより円滑に指定避難所等へ移動できるよう、避難所情報の取得方法をはじめ、一時避難者の状況に応じた指定避難所の選定や避難経路、避難者の引き継ぎ方法等について、所在地である北島町の役場と協議を行い、その内容をマニュアルに反映した。</p> <p>今後も、北島町役場と指定避難所等について情報共有を行っていく。</p> <p>(防災人材育成センター)</p>	措置済み
		<p>徳島市と平時から指定避難所等について情報共有を行うとともに、自衛消防訓練において発災時の指定避難所等への避難者の移動手順について確認できるように、令和4年3月に「徳島県万代庁舎消防計画」及び「庁舎等安全確保・応急復旧マニュアル」を改正した。</p> <p>(管財課)</p>	措置済み
		<p>一時的な避難者の安全で円滑な移動のため、令和4年7月、徳島市と受け入れ可能な指定避難所に関する情報取得方法や同所への誘導方法等について確認を行い、その内容をマニュアルに反映した。</p> <p>(徳島中央警察署)</p>	措置済み
66-67	<p>県が所有する施設において、指定管理者との間における備蓄の流用やその判断についてのルールや流通備蓄を含めた備蓄のあり方について検討するとともに、直営等の施設においても同様の検討を進めるべきである。(意見5)</p>	<p>県が所有する公の施設における備蓄のあり方について検討し、併せて、各施設管理所属に対しても、発災後に避難のために施設利用者等が施設にとどまる 것을想定し、備蓄のあり方について、検討を進めるよう要請を行う。</p> <p>(とくしまゼロ作戦課)</p>	措置予定

			指定管理施設については、とくしまゼロ作戦課からの「検討要請」に基づき、各施設管理所属において検討した備蓄のあり方等について、指定管理者の募集時に提示する「管理運営業務要求水準書」等に盛り込むよう、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を改正する。 (人事課)	措置予定
--	--	--	--	------

III 徳島県業務継続計画（県庁BCP）・職員研修

報告書 ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
68-69	徳島県業務継続計画（県庁BCP）について	危機事象時において県庁BCPをできる限り最新の状態にするという観点からは、組織改編等によって担当部署レベルで新たなBCPを策定する必要が生じた場合、その都度、各担当部署に新たなBCPの策定を求めるとともに、県庁BCPに補訂という形式で編綴しておくことが望ましい。（意見6）	組織改編時に、必要に応じて新しい所属にBCPの策定・改正を求めるとともに、県庁内業務システムを用い各所属の各種計画等に関する情報共有をさらに進め、県庁BCPとそれらを各種計画と結びつけることが可能となるよう取組を進めている。 (危機管理政策課)	措置中
		災害対応に関わる法令や計画は数多く存在しているが、それらを俯瞰して確認することができる資料を作成し、県庁BCPに添付すべきである。（意見7）	各所属における危機事象に対する計画やマニュアルを確認・把握し、取りまとめるとともに、根拠法令なども取りまとめ、それらを結びつけることで、県庁BCPの実効性を向上させるための取組を進めている。 (危機管理政策課)	措置中
		職員が危機事象に対する認識を持ち、さらには業務継続体制の維持・向上を常に意識させるためにも、より網羅的な情報の提供を行うことが望ましい。また、サイトを紹介する際には、URL及びQRコード等も併せて提供し、接続性を高めるべきである。（意見8）	各所属の危機事象に対する計画やマニュアルを県庁内業務システムを用いて情報共有を図り、業務継続体制の向上に取り組んでいる。加えて、危機事象に関するサイトを立ち上げる際は、接続性の向上を考慮し、URL等も合わせて提供を行うよう努めている。 (危機管理政策課)	措置中
		県庁BCPが対象としていない職員や組織に関するBCPについても、BCP相互の遺漏及び矛盾が生じることを防止するため、各BCPについて一覧できる状態に整理し、県庁BCPに参考資料として編綴すべきである。（意見9）	現在、取りまとめている教育委員会などの危機事象に関するマニュアルなどとともに、災害対応業務に関連する組織のBCPも取りまとめるなど、県庁BCPの実効性を向上させるための取組を進めている。 (危機管理政策課)	措置中

73	<p>職員個人が、県庁B C Pにおいて求められている対応をどれだけ実現できているのかについては、定期的にこれを確認するための仕組みを設け、その結果を公表するなどして、職員個人の災害対応力を高めるとともに、職員の災害対応力を見える化するための仕組み作りが必要である。【指摘1】</p>	<p>「平時の取組」がどれだけできているかについて、職員の自宅周辺の「避難場所」や「備蓄実施状況」の確認など、令和4年12月をめどに「アンケート集計システム」により把握し、その結果を掲示板等に掲示することで、職員の災害対応力の見える化を図っていくこととした。</p> <p>また、各所属において、総合防災訓練等に合わせ、各所属B C Pの再確認はもとより、県の業務継続に係る支援協定締結企業との連携の確認を行うなど、引き続き、職員の災害対応力の向上を図っていく。</p> <p>(危機管理政策課)</p>	措置中
74	<p>職員個人ないし担当課においてどの程度の備蓄がされているのかを県として把握するとともに、特に、発災直後の最低限度の備蓄の確保については、安全配慮義務の1つとして、県として実施すべきである。【指摘2】</p>	<p>各所属で備蓄している物資についても令和4年12月をめどに把握するとともに、災害対策本部として行っている職員用の食料・飲料水・簡易トイレなどの備蓄についてもさらに進め、災害時に職員が業務を実施出来るよう努めている。</p> <p>(危機管理政策課)</p>	措置中
75-76	<p>執務時間中に発災した場合であっても職員や一時避難者に対し十分なトイレの確保ができるよう、より一層の在庫備蓄の充実を求める。(意見10)</p>	<p>災害対策本部として備蓄を進める中で、「県災害時快適トイレ計画」や「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」にも則り、十分なトイレの確保に向けて在庫備蓄の充実に努めている。</p> <p>(危機管理政策課)</p>	措置中
76-77	<p>災害時のトイレの使用ルールに関する掲示については、トイレの利用者の動線を意識した分かりやすい場所に掲示すべきである。(意見11)</p>	<p>令和4年7月、利用者の動線を考慮した位置に掲示場所を変更した。</p> <p>(総務課・管財課)</p>	措置済み
76-77	<p>災害時のトイレの使用ルールの掲示について、ダイバーシティ推進の観点から当事者の意見を十分に聴取しながら、外国人や障がい者も分かりやすい内容となるように検討を進められたい。(意見12)</p>	<p>当事者の意見を聴取しながら周知方法について検討している。</p> <p>(総務課・管財課)</p>	検討中
77-78	<p>災害がいつの時点で発生したかによって、その際に職員がどこにいるのかが変わり、また、必要とされる備蓄や対応も変わってくるため、今後の改訂に際しては、現在の職員の少ない執務時間外を想定した県庁B C Pだけでなく、職員の多くが在庁している執務時間中に発災した場合の対応も念頭に、より柔軟な災害対</p>	<p>いつ何時災害が発生しようとも、しっかりと災害対応が行えるよう、発災時の職員参集基準・ルール等の一層の浸透を図るとともに、職員家族の安否確認などについても日頃のミニ訓練を実施するなど、執務時間中に発災した場合にも災害対応をとることができるよう、災害発生の時間帯や状況を踏まえた県庁B C Pの策定に努める。</p>	措置予定

	<p>応をとができるよう、県庁BCPをより充実させすることが望まれる。【指摘3】</p>	(危機管理政策課)	
78-81	<p>職員研修について</p> <p>現在実施されている研修をより充実させるために、研修内容と実際の県における具体的職務との架橋を意識した研修を企画することが望まれる。(意見13)</p>	<p>「災害マネジメント支援員講座」においては、令和3年度から導入している「オンデマンド型のオンライン研修」形式で、引き続き、研修受講者の利便性向上を図ることにより、より多くの職員が災害発生時に市町村等への支援業務が可能となる知識を取得できるよう取組を進めた。</p> <p>また、令和4年4月の新規採用職員研修「県の防災政策」において、災害対応ツールである県庁BCPハンドブックや「すだちくんメール」等について研修を行った。</p> <p>さらに、年度初めに、各課等へもBCPハンドブックや「すだちくんメール」の一層の活用・実践について周知を図った。</p> <p>(危機管理政策課)</p> <hr/> <p>令和4年4月の新規採用職員研修「県の防災政策」において新たに「県庁BCP」の項目を追加し、県庁BCPハンドブックや「すだちくんメール」等について研修を行った結果、これらの災害用ツールに関する周知及び習熟が図られた。</p> <p>(自治研修センター)</p>	措置済み
78-81	<p>特に大規模災害時には、県庁BCPにおいても他部署に応援職員が派遣されることが想定されているため、応援職員を多く必要とする部署や、応援職員が専ら災害対応をすることとなる部署においては、平時から応援職員向けのマニュアル整備や、より具体的で実践的な災害対応に関する研修の充実が望まれる。(意見14)</p>	<p>国(総務省)の災害マネジメント総括支援員等研修や、県独自で実施している徳島県災害マネジメント支援員講座等を他部局職員も含め受講いただくことにより、災害対応の知見を有する職員を育成するとともに、他部局職員が即時に対応できるよう、災害対応マニュアルを毎年改訂(直近の改訂は令和4年8月)し、職員に研修や訓練を繰り返すことにより、他部局の応援職員も含め円滑に災害対応ができる体制を整備している。</p> <p>(とくしまゼロ作戦課)</p>	措置済み
81	<p>県の災害対応の基礎となるデータについては、職員の習熟に依らずともデータの取り出しができるような保管方法等のシステム構築が検討されるべきである。(意見15)</p>	<p>災害対応時には、災害対応職員が共通のフォルダにある必要なデータや様式を使用して災害対応できるよう、令和4年4月に整理して保存しておくことで、職員の習熟度によらず、マニュアルに沿った災害対応を行うことができる体制を整えた。</p>	措置済み

IV 備蓄全般

報告書 ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
	備蓄に関する県の役割、体制について			
88-89	備蓄方針について	発災後4日目に流通が回復するとの前提に立つ現状の備蓄方針は改めるべきである。住民による備蓄は、7日間は必要との認識が広まっており、住民の備蓄に関しての目標値や具体的な施策、食料、水以外の備蓄の方針等を盛り込んだ新たな備蓄方針の策定が必要である。(意見16)	必要な備蓄物資の確保に向け、自助・共助・公助の役割や、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」の見直しを含め、市町村と協議を行う。 また、徳島県地震・津波県民意識調査（全県調査）の結果を踏まえ、3日にこだわらず、充分な備蓄に対する周知・啓発を実施した。 (とくしまゼロ作戦課)	措置予定
88-89		災害時において、アレルギー対応の非常食とアレルギー非対応の非常食の配布ミスは深刻なリスクとなるため、今後、備蓄を更新する際には、全ての備蓄をアレルギー対応とすることを検討されたい。(意見17)	「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」の見直しを含め、アレルギー対応の非常食について、市町村と協議を行う。 (とくしまゼロ作戦課)	措置予定
90	物資調達・輸送調整等支援システムについて	現状では、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力の精度が低く、発災時にプッシュ型支援が有効に機能するとは考えられない。市町村に対して正確な入力を促す取組が必要であるし、入力のルールも策定すべきである。本システムが発災時に有効に機能すると認められる状態にまで精度を高めるべきである。(意見18)	物資調達・輸送調整等支援システムについては、国、県及び市町村が連携し、全国一斉に「物資調達・輸送等支援システム操作マニュアル」に基づき、「物資調達・輸送調整等支援システム操作・物資拠点開設訓練」を実施し、有効に機能することを確認している。 また、令和4年7月から、全市町村を訪問し、備蓄の状況をヒアリングするとともに、訓練を通じ、システムの習熟度を上げ、正確な入力をしていただくよう、依頼した。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み
90-91		物資調達・輸送調整等支援システムにおいて、発災時に流通を担うとされ県と協定を結んでいるトラック協会、民間企業、自治体等が利用登録者とされておらず、備蓄を管理する各施設についても利用登録者とされていないため、国にこれらの登録が可能となるように働きかけることを検討されたい。(意見19)	物資調達・輸送調整等支援システムは、国と地方自治体の間で、物資の要請・輸送等に必要な情報を共有し、災害時の初動対応を迅速化するために国によって開発されたシステムであるが、令和4年6月の「物資調達・輸送調整等支援システム操作・物資拠点開設訓練」の終了後に、民間団体等との情報の共有の必要性を、課題として国に伝えた。	措置済み

		(とくしまゼロ作戦課)	
90-92	指定避難所等に指定されていないが発災時に被災者が避難する可能性のある施設については、あらかじめ把握するように努めるとともに、将来的には国にシステムの改修を求めるなどを検討されたい。(意見20)	指定避難所等に指定されていないが発災時に被災者が避難する可能性があるサブ避難所については、令和4年4月に調査し把握するとともに、情報共有の対象とするよう令和4年6月の「物資調達・輸送調整等支援システム操作・物資拠点開設訓練」の終了後に課題として国に伝えた。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み
92	災害時物流体制確保マニュアルについては、物資調達・輸送調整等支援システムの利用を前提としたものに改めるべきであり、訓練においても本システムを利用した訓練を行うべきである。(意見21)	令和4年度中をめどに災害時物流体制確保マニュアルの見直しを行うとともに、引き続き、国、県及び市町村と連携し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した訓練を実施する。 (とくしまゼロ作戦課)	措置予定
92-93	備蓄管理について、ルート、資料及び職員の意識が複線化している様子が見受けられ、備蓄整備の妨げや発災時の混乱を招く可能性がある。根幹となるデータを物資調達・輸送調整等支援システムに統一し、備蓄把握に使用するルート、資料及び職員の意識を整理する必要がある。(意見22)	令和4年度中をめどに物資調達・輸送調整等支援システムにおいて、統一的に備蓄状況の確認を行えるよう、災害時物流体制確保マニュアルの見直しを行う。 (とくしまゼロ作戦課)	措置予定
93-94	災害時情報共有システムについて 災害時情報共有システムにおいては、対象となっている施設等が直接入力できるようにすることが望ましく、関係部署等に働きかけることを検討するとともに、少なくとも、情報がどのように入力されるのかについて、施設ごとに入力権限者や入力すべき情報のリスト化を進められたい。(意見23)	災害時情報共有システムでは、市町村や病院等の施設が必要な情報を直接入力できるようになっている。 また、避難情報の警戒レベルが変わったことに対応するため令和3年3月に改正した災害時情報共有システムのマニュアルにより、避難情報、避難所開設状況などの入力すべき情報のリストを具体的に示し、災害対応に当たる施設の職員全員が円滑に入力できるよう、令和4年4月に研修を実施し、5月には訓練を実施して、周知徹底した。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み
94-95	備蓄の確認について 県は災害救助法が適用された場合の責務を鑑みると、自らが所有する備蓄の確認にとどまらず、市町村等が所有する備蓄についても、各所の避難者の想定に基づいた、るべき備蓄の数量、種類、備蓄の確認手法等について、市町村等と情報を共有すべきである。その上で、備蓄の確認手続について物資調達・輸送調整等支援システムへの登録、県の確認を含め統一された備	物資調達・輸送調整等支援システムにおいて、備蓄物資の把握等について、情報共有できるよう、令和4年度中をめどに災害時物流体制確保マニュアルの見直しを行う。	措置予定

		蓄確認実施要領を策定、配布、運用すべきである。(意見24)	(とくしまゼロ作戦課)	
95-96	県民への情報提供について	具体的な備蓄の情報や発災時の流通備蓄の状況をホームページ等で情報提供することは、住民の備蓄の促進や被災者の不安軽減の観点から必要と考えられる。市町村の協力も不可欠であるが、住民への備蓄に関する情報提供について、ホームページ等での開示を望みたい。(意見25)	令和4年度中をめどに必要な備蓄物資の確保のため、自助の部分については、備蓄をしていただけるよう周知・啓発を行うとともに、流通備蓄の状況も含め、情報提供や情報開示のあり方について、市町村と検討を行う。 (とくしまゼロ作戦課)	措置予定
96	避難所外避難者への支援について	現状の備蓄方針等においては、避難所における避難者が対象とされているが、避難所外避難者についても支援が必要となってくる。市町村の協力が不可欠ではあるが、支援の方法について検討願いたい。(意見26)	令和4年度中をめどに避難所外避難者へ備蓄物資を届けるため、周知の方法や分散備蓄の手法について、市町村と検討を行う。 (とくしまゼロ作戦課)	措置予定
96-97	県職員に対する備蓄について	災害対応を担う県職員の備蓄について、具体的な規定がない。備蓄の量や保管、確認方法について具体的に規定化し、可能な限り県費での在庫備蓄の充実を含めた整備をより推進すべきである。(意見27)	令和4年12月をめどに、各所属で備蓄している物資について把握するとともに、災害対策本部として進めている職員用の食料・飲料水・簡易トイレなどの備蓄についてもさらに進め、災害時に業務が継続出来るよう準備を進めている。 (危機管理政策課)	措置中

V 学校防災計画及び県立学校における備蓄

報告書 ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
	県立学校における学校防災計画の策定及び備蓄の現状について			
103	学校防災計画について	県教育委員会は、各学校の被害想定に応じたあるべき備蓄の量、種類及び備蓄の確認方法を各学校と協議の上策定し、確認手続の実施要領を制定した上で、学校防災計画の確認を厳密に行う取組を継続して実施すべきである。(意見28)	「令和4年度学校防災B C P研修会」において、緊急性の高い28校の被害・帰宅困難者数を想定した「あるべき備蓄物品の品目・数量」について協議を開始したところであり、令和4年度中に策定する予定である。次年度以降残りの学校においても策定を進める。 学校保管の備蓄物品の確認方法について、令和3年12月、各県立学校に備蓄物品の品目・数量を確認し、「学校防災計画」内の「備蓄物品管理表」に記載を行った。令和4年度以降も、同年6月に各県立学校へ配布した「学校防災計画のチェックポイント」に基づき計画の確認を毎年実施する。	措置中

			(体育健康安全課)	
104-105		個々の学校防災計画の内容の確認等についても、外部の有識者の助力を求めることが望ましい。(意見 29)	令和 4 年度から毎年、計画的に（被害が想定される地域から順に）2 ないし 3 校を対象に、外部の有識者の助力を求めるながら、学校の立地環境、地域住民の状況等も含めて学校防災計画の内容について確認・相談していく。令和 4 年度も県立学校 2 校の学校防災計画の内容について外部の有識者に確認を依頼することが決定し、現在、順次確認を進めている。 (体育健康安全課)	措置済み
110	備蓄計画の策定について	各県立学校における備蓄は、1 食分程度しか備えていない学校が多く、生理用品も学校防災計画を見る限り、ほとんどの学校において備蓄がなされていない。今後、教育委員会は各学校と協議を行い、被害想定や帰宅困難となる生徒数を考慮した備蓄の拡充計画を策定すべきである。(意見 30)	「令和 4 年度学校防災 B C P 研修会」において、緊急性の高い 28 校の被害・帰宅困難者数を想定した「あるべき備蓄物品の品目・数量」について協議を開始したところであり、令和 4 年度中に策定する予定である。次年度以降残りの学校においても策定を進める。 また、令和 4 年 5 月開催の「令和 4 年度学校防災研修会」にて、生徒用備蓄物品について、1 日以上を確保するよう各県立学校へ依頼した。 (体育健康安全課)	措置中
110-111	財源について	県立学校の備蓄は明らかに不足しており、発災時の教職員、生徒の安全性が危惧される。学校側の僅かな財源に頼る方針では事態の改善は望めない。公費において備蓄の拡充を念頭において検討を進めていくべきである。(意見 31)	令和 4 年 5 月開催の「令和 4 年度学校防災研修会」にて、各県立学校が備蓄物資の使用に関しての確認・協議、および避難所開設時の支援体制等について、市町村との連携を進めるよう指導した。 また、公費での備蓄のあり方について、他団体の状況等も参考にしながら研究を進めていく。 (体育健康安全課)	検討中
111-112	備蓄の保管について	県立学校における現在の備蓄の管理方法は、発災時に混乱が生じるおそれがあるため検討が必要である。学校指定品と個人準備品を一つのパックとしたハイブリッド型の備蓄をスクールパックとして生徒各人が保管するという方法も検討すべきである。(意見 32)	令和 4 年 5 月開催の「令和 4 年度学校防災研修会」にて、県内全ての公立学校防災担当者に対し、備蓄物品の保管方法と保管場所について、令和 4 年度中をめどに検討するよう指導した。 (体育健康安全課)	措置中
112	市町村との協定について	県立学校の多くは地域住民の避難所に指定されており、自治体との間で備蓄の流用等の協定が必要となる。現在、城東高校、城南高校と徳島市が締結している協定は、その内容が不十分であるため、内容の改定が必要である。教育委員会は各学校と自治体との間における備蓄流用に関する協定について指導、掌握すべきで	令和 4 年 5 月開催の「令和 4 年度学校防災研修会」にて、避難所用備蓄物資の使用についての協議、および避難所開設時の支援体制等について、各県立学校が位置する市町村と連携を進めるよう指導した。 令和 4 年 7 月、県内の各県立学校と各市町村との協定書を各校から収集した。今後、その内容を分析し、各学	検討中

		<p>ある。(意見 3 3)</p>	<p>校が備蓄物資の使用に関しての確認・協議を各市町村と行い、協定内容の追加・改正の要否について、学校と連携して検討する。</p> <p>(体育健康安全課)</p>	
			<p>徳島市の備蓄品の使用については、当該校が避難所として開設された場合には市内、市外の在住を問わず、また市民、学生、外国人なども問わず、避難されたすべての方々に提供、使用されるものであるため、協定内容の改正は不要であるとの回答を徳島市より令和 3 年 8 月に得ている。</p> <p>(城東高校)</p>	不措置
			<p>大規模災害時に市町村の判断で本校に避難所が開設され、本校生徒が避難者となった場合、備蓄物資の提供は生徒であるかどうかに関わらず、全ての避難者（生徒含む）に対して提供されるため、協定内容の改正は不要であるとの回答を令和 4 年 6 月 17 日の協議において徳島市より得ている。</p> <p>(城南高校)</p>	不措置
113	県立学校の教職員用の備蓄について	<p>発災時に相当な負担を強いられると考えられる教職員に対し、労働安全確保の点からも県費にて備蓄を備えるべきであり、その確認方法もルール化すべきである。(意見 3 4)</p>	<p>公費での備蓄のあり方について、他団体の状況等も参考にしながら研究を進めていく。</p> <p>(体育健康安全課)</p>	検討中
113	アレルギー対応の備蓄について	<p>発災時にアレルギー症状を有する生徒にアレルギー対応の備蓄を適切に配布することは困難と考えられ、各県立学校において全ての備蓄をアレルギー対応の備蓄に置き換えることを検討すべきである。(意見 3 5)</p>	<p>令和 4 年 5 月開催の「令和 4 年度学校防災研修会」にて、県内全ての公立学校防災担当者に対し、生徒用備蓄物をアレルギーフリーの食料へ置き換えることについて検討をするよう指導した。</p> <p>(体育健康安全課)</p>	措置中
114	情報公開について	<p>現状の県立学校における備蓄の状況を鑑みると、保護者、生徒に対して十分な情報開示を行い、理解を得られているとは考えられない。今後、被害想定、帰宅困難者の想定と共に備蓄の状況、方針を学校のホームページ等で公開し、アンケートを取るなどして備蓄の改善に繋げるべきである。(意見 3 6)</p>	<p>令和 4 年 5 月開催の「令和 4 年度学校防災研修会」にて、自然災害発災時に学校の具体的対応を、4 月当初の防災だよりや学校のホームページを利用して保護者に伝えることの必要性について指導した。次年度以降も指導を継続していく。</p> <p>(体育健康安全課)</p>	措置中
114-115	医療的ケア児の備蓄について	<p>医療的ケア児が在籍する特別支援学校においては、医療機器の予備バッテリーについて、その所在、使用</p>	<p>「るべき備蓄及びバッテリーの確認事項」の調査票を作成し、各学校に照会中であり、今後、各学校からの</p>	措置中

		可能時間等が十分に把握できていない。今後、担当課が「あるべき備蓄及びバッテリーの確認事項」のリストを作成し、特別支援学校においてリストをチェックし、担当課に返送し確認するという手続を徹底していただきたい。(意見37)	回答内容を確認し、必要に応じて、助言を行う。 (特別支援教育課)	
115-116		特別支援学校に常駐する学校看護師、教職員については、災害発生時から相当期間、激務が継続することが想定され、また他の県職員との公平性の観点からも公費にて十分な備蓄を購入すべきである。(意見38)	公費での備蓄のあり方について、他団体の状況等も参考にしながら研究を進めていく。 (特別支援教育課)	検討中
116		今後の課題ではあるが、医療的ケア児の実態を把握し、児童ごとに平時においてどのような準備が必要か、発災時に支援者に対して各児童の情報を伝えるツールをどのように準備するかについては、自治体との情報共有や統一的な様式の作成が有効と考えられる。この点について、先行している自治体、団体等のマニュアルを参考にし、迅速に準備を進めていただきたい。(意見39)	<p>災害時における医療的ケア児については、学校登校時には学校防災計画、在宅時には各市町村の防災計画により支援されることになるが、当課においても、医療的ケア児等に係る実態調査の中で、災害の備えや必要としている支援について家族等から回答を得ており、今後、医療的ケア児とその家族の災害時対策などの支援に反映していくよう、その結果について、市町村等と情報共有していく予定である。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症に関する支援策として「利用者情報シート」及び「準備物品シート」を、市町村・相談支援事業所・保健所等を通じて、医療的ケア児等を含む対象児者の各家庭に配布しており、このシートは災害時にも使用できると考えている。</p>	措置中 (障がい福祉課)

VI 住民啓発・研修・情報発信

報告書 ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
	住民啓発・研修について			
117-120		住民啓発・研修等に関しては、特に数値目標が設けられていないか、定量的な数値目標にとどまっているところ、直ちに定性的な達成度に切り替えることは必ずしも容易ではないため、学習の成果を測る知見を蓄積している教育工学等の知見を防災研修等に活用する方策を検討することが望ましい。(意見40)	<p>防災研修等に教育工学の知見を活用するため、教育工学に知見を有する徳島大学環境防災研究センターと協議を進めているところである。</p> <p>具体的には、研修内容を学習レベルに応じて体系化するとともに、研修の前後でアンケートを実施することによって受講者の理解度や達成度など学習の成果を測ることとしている。</p>	措置中

情報の整理、構成について		
120-121	徳島県ホームページの情報の整理、構成について	<p>県のホームページにおいて掲載されている災害関連情報は、必ずしも直感的にどこをアクセスすればどのような情報が得られるのかが分かるようにはなっていないため、各サイトの役割を明示する、情報を区分し入り口を分ける等により、閲覧者を短時間で必要な情報まで誘導する工夫が必要である。さらに住民に対して最もアナウンスしなければならないのは、自宅近辺の被害想定、指定避難所の情報、備蓄の啓蒙であり、このような視点からホームページの構成を再考することも必要である。(意見4-1)</p>
		<p>県の「安心とくしま」ホームページのトップページにある「関連リンク集」の表記をわかりやすく工夫するなど、ホームページの改善に努めている。 (危機管理政策課)</p> <p>災害関連情報発信の中心的役割を担う「安心とくしま」へ県ホームページからスムーズにアクセスできるよう、令和4年7月に県ホームページ「防災・安全・安心」内のバナーを大きくするなど、サイト誘導の改善を図った。</p> <p>また、あわせて県ホームページ「防災・安全・安心」内においても、被害想定の把握に有用な「防災・減災マップ」などのリンクを「防災のヒント」にまとめ、利用者の利便性向上を図った。 (秘書課)</p>
121-122	防災・減災マップについて	<p>防災・減災マップは、被害想定を導き出す有用なサイトであるが、ホームページ閲覧者にとって、その存在が分かりづらく、現状のホームページの構成では当該サイトに安易にたどり着くことができない。ホームページの構成、サイトの表記等を再考すべきである。(意見4-2)</p>
		<p>県の「安心とくしま」ホームページのトップページにある「関連リンク集」の表記をわかりやすく工夫するなど、ホームページの改善に努めている。 (危機管理政策課)</p> <p>県ホームページ中において「防災・減災マップ」へアクセスしやすくなるよう、令和4年7月に防災関係ページにリンクを追加し、サイト誘導の改善を図った。 (秘書課)</p>
122	各種地図情報について	<p>現在のホームページにおいては、災害用の地図情報が複数存在し、各システムの違いやどのような情報を提供できるのか分かりづらい。今後、各種地図情報について整理し、閲覧者が得たい情報に応じて適切に誘導できる工夫が必要である。(意見4-3)</p>
		<p>令和4年1月、「徳島県総合地図提供システム」に掲載する地図情報の説明文に、「得られる情報」や「活用方法」などを追記し、閲覧者にわかりやすい表現に改めた。 (スマート県庁推進課)</p>
122-124	災害時のホームページの掲載情報について	<p>徳島県ホームページの災害対応ページのイメージでは、被災者に提供する支援情報のページが用意されていないため、そのレイアウトやボタンの配置等について、平時から検討し整えておくべきである。【指摘4】</p>
		<p>被災者支援に関する情報について、発災時に被災者がアクセスしやすくなるよう、令和4年7月に関係課と連携して情報の配置を修正し、公開可能な体制を整えた。 (とくしまゼロ作戦課・秘書課)</p>
避難所の情報について		

125	現在のホームページにおいては、避難所、福祉避難所の情報として、住所、連絡先、分類、災害種類のみが提供されており、収容可能人数、備蓄、設備等の情報を得ことができない。これらの情報についても表示すべきである。(意見44)	避難所の情報（収容可能人数、備蓄、設備等）表示については、市町村と検討を行っている。 (とくしまゼロ作戦課)	検討中
125-126	各種計画、マニュアルの構成図について 防災に関する計画、方針、マニュアル等は多く存在する。県が果たすべき役割を住民に説明し、また各自治体、協定締結企業等にとって役割分担を確認する等に有用であるため、各計画、方針、マニュアル等を整理し、ホームページ上でその構成図を分かりやすく表示すべきである。(意見45)	防災関係の計画、方針、マニュアル等を整理し、一覧で分かりやすく、県民や事業者の皆様にお示しできるよう関係部局と連携し作業を進めている。 (とくしまゼロ作戦課)	措置中

VII 応急仮設住宅・被災者の生活再建支援体制

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
128-130	応急仮設住宅について 応急仮設住宅団地には自治会が設置されるのが通例であり、また、現在、検討が始まっている災害ケースマネジメントに対応する必要もあるため、生活再建支援等のソフト面での被災者支援の一環として、関係部局等とも連携し、自治会支援等の検討を更に深められたい。(意見46)	大規模災害からの生活再建に当たっては、関係部局等と緊密に連携し、個々の被災者からのニーズに対応した、平時と災害時を組み合わせた支援策を実施することが効果的である。 このため、令和4年7月に設置した「災害ケースマネジメントタスクフォース」において、部局間及び関係機関と連携しながら自治会支援等を含め被災者支援等に関する検討を更に深めた。	(住宅課)	措置済み
130-133	借上型仮設住宅については、仮設住宅であり、かつ、建設型仮設住宅より早期に被災者に提供されることが期待されている住宅であることから、実際に供給する際に、契約の締結や住宅所有者の理解も含めて、早急に事務執行が可能となるよう契約書の雛形の作成を含めたマニュアルの見直しをされたい。【指摘5】	災害発生後速やかに被災者に借上型仮設住宅を供与するために、事務が円滑に進むよう、令和4年度中に賃貸借契約書の雛形をマニュアルに反映させるための見直し作業を行っている。	(住宅課)	措置中

	被災者の生活再建支援体制について		
135-138	県は、市町村の防災に関する事務又は業務の実施を助ける立場にあるのであるから、市町村が適切に地域防災計画を定めることができるよう、例えば、徳島県が設けている災害対応に関する各市町村との定期的な協議の場において、市町村地域防災計画の記載について、他の自治体の記載例を紹介するなど、より積極的に助言等を行うことが望ましい。(意見47)	「徳島県災害時相互応援連絡協議会」の場で定期的な協議の場を設けており、各部局や関係機関と連携し、地域防災計画の見直しを行っている。 加えて、令和4年3月以降、市町村が地域防災計画の変更を行う際には、他の自治体の記載例を踏まえ、積極的に助言を行っている。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み
139-141	徳島県復興指針において謳われている災害ケースマネジメントを実現することが求められているところ、官民挙げての支援体制の構築は非常に重要であることから、徳島県としても総合相談窓口の開設やアウトリーチ体制の構築等について事前から検討すべきである。その際には、既存の協定の改定を含めた関係機関等との平時からの連携や組織内連携をより強化するとともに、人材育成等の施策についてより一層取り組み、徳島県地域防災計画の記載についても更に充実させることが望まれる。(意見48)	早期の生活再建に向けて、災害ケースマネジメントに取り組むため、令和4年6月に官民で構成する徳島県災害ケースマネジメント推進協議会を設置し、今後、人材育成や支援体制の構築について、推進する。 (とくしまゼロ作戦課・保健福祉政策課)	措置中
142-143	実効的な官民連携した被災者支援を行うためには、被災者情報をいかに共有するかが重要となってくるため、社会福祉協議会や専門士業の団体のように、発災時に被災者支援を行うことが平時から想定されている団体や市町村との間で、平時から被災者情報の共有のあり方について、継続的に検討を進め、可能であれば取扱要領等を定めておくことが望ましい。(意見49)	早期の生活再建に向けて、災害ケースマネジメントに取り組むため、令和4年6月に官民で構成する徳島県災害ケースマネジメント推進協議会を設置し、国の手引書の公表に合わせ、県版の手引書の作成や情報共有のあり方について、継続的に検討を進める。 (とくしまゼロ作戦課・保健福祉政策課)	措置中

VIII 防災・減災関連補助金（危機管理環境部関連）

報告書 ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
154-155	住宅出火防止対策等推進体制整備事業について	住宅出火防止対策等推進体制整備事業が市町村において全く活用されなかつた原因及び理由を客観的に分析し、その上で、本来の目的である「感震ブレーカー等の設置に関する普及啓発」の達成のため当該補助事業の代替措置等の導入を検討すべきである。(意見50)	補助メニューの活用がなかつた理由としては、市町村において、啓発に止まらず、直接設置事業を選択する市町村が多かつたためと分析している。 今後、普及啓発達成に向けての代替措置について、補助メニューの創設も含め検討を行う。	検討中

			(とくしまゼロ作戦課)	
155-157	豪雨・土砂災害対応の避難場所・避難所緊急整備事業について	市町村に対し、豪雨・土砂災害対応の避難場所・避難所緊急整備事業の目的である「土砂災害を見据えた避難施設の整備」状況について調査を行い、整備が不十分な場合には、積極的に市町村に対して整備を求めるべきである。(意見 5 1)	「土砂災害を見据えた避難施設の整備」状況については、令和4年度中に調査・とりまとめを行う予定であり、整備が不十分な市町村については、県補助金等を活用し整備を行うよう働きかけていく。 (とくしまゼロ作戦課)	措置予定
157-159	チャレンジ枠・先進防災事業について	市町村に対するヒアリング等により、チャレンジ枠・先進防災事業が十分活用されなかつた理由を客観的に分析し、市町村による先進的あるいは積極的な取組を推進する枠組みを検討すべきである。(意見 5 2)	チャレンジ枠・先進防災事業は、プレゼンテーション等申請時の市町村の負担が大きかった、との意見が市町村担当者からあったため、より使いやすい補助メニューを用意する必要があると考え、企画提案書のみで審査を行う等手続きを簡略化した「DX防災先進技術活用モデル推進事業」を令和4年度から補助メニュー化した。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み
159-161	防災事業の補助金の在り方	防災事業の補助金メニューを策定する際には、対象団体からの要望や状況を確認した上で策定し、対象団体の補助金の活用が不十分であった場合の理由の検証を行う仕組みを構築すべきである。(意見 5 3)	令和4年度から補助金メニュー設定時には市町村に対して、書面による要望調査を行うとともに、市町村に直接出向いて補助金の活用が不十分な理由等について、ヒアリング等を実施することとした。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み

徳島県公安委員会規則第12号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

徳島県公安委員会委員長 米澤和美

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第2項中「前項第3号」を「前項第1号ア（法第99条の5第5項に規定する卒業証明書（法第99条第1項の規定に基づき公安委員会が指定した指定自動車教習所が発行したものに限る。）を有する者（第21条第1項において「卒業証明書保有者」という。）が、普通免許に係る法第97条第1項第1号及び第3号に掲げる事項について運転免許試験（第21条第1項において「普通免許の適性試験及び学科試験」という。）を受ける場合に限る。），第3号」に改める。

第21条を次のように改める

（試験の場所）

第21条 法第89条第1項に規定する運転免許試験（第24条において単に「運転免許試験」という。）は、次の各号に掲げる場所において行う。ただし、第2号及び第3号に掲げる場所においては、卒業証明書保有者を対象とする普通免許の適性試験及び学科試験のみを行う。

- (1) 徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓1番地1 運転免許課
- (2) 徳島県阿南市富岡町トノ町1番地4 阿南分室
- (3) 徳島県阿波市阿波町東原173番地1 阿波分室
- (4) その他公安委員会の指定する場所

2 法第100条の2第1項に規定する再試験（第24条において単に「再試験」という。）は、前項第1号に掲げる場所において行う。

第24条中「免許試験等」を「運転免許試験及び再試験」に改める。

附 則

この規則は、令和4年11月7日から施行する。